

上野原市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に対するパブリックコメント実施結果

NO.	ご意見の該当箇所	頁	意見の内容	市の考え方	修正 有無
1	第4章 新型インフルエンザ等対策のための役割分担	P7	市民の役割に「健康管理」があるが、ここに免疫力の強化を強調すべき。感染症を発症させないこと、また、重症化させないことは一に免疫力にかかっている。感染症対策は「1 感染経路を遮断して感染させないこと」と、「2 感染しても問題が起こらないようにすること」の2つの項目で全て。この2つのうちの1つである免疫力を強化することは、様々な細菌やウイルス感染に対して特に重要な対策であり、今回のような計画では強調してしすぎることはない。	「知識を得るとともに、」の後に「適切な栄養摂取、運動、睡眠等を通じた免疫力の強化に努める等」を加えます。	有
2	第6章 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組 〔1〕実施体制	P9	ここには保健所を明記すべき。今回の計画は「パンデミック」を想定したものであり、ここでのポイントは「広域感染」という現象であり、上野原市は東京への通勤通学者が多いことから都の状況の影響を強く受けることが明らか。新型コロナウイルスの対応の時も感染情報の流通は都道府県の知事や市長部局をピラミッドとした流れ方ではなく、保健所の連携を主な経路として、コンピュータシステムを通して情報の迅速な展開を行っていたと思われる。今回示された計画では保健所は県の一部組織という位置づけのように思われるが、山梨県を中心として蔓延するわけではないパンデミックという事象に対しては「全国の中の上野原市」という観点を持ち、保健所の役割の重要性を示すべき。実務としても中央線の東京方面の自治体や保健所との連携を緊密にすべき。	「市には県及び他の市町村等と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。」を「市には県及び他の市町村等（他県の近隣市町村も含む。）と相互に連携を図るとともに、保健所を中核として、一体となった取組を行うことが求められる。」に修正します。	有

3	<p>第6章 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組</p> <p>〔1〕 実施体制</p> <p>【対応期】</p> <p>3-2. 実施体制の維持</p>	P11	<p>「実施体制の維持」という項目があるが、人をどう確保するかという観点でのみ記載されているように思われるが、リモートワークによる感染リスクの低下により必要な人員を確保するという観点も必要だと思われる。</p>	<p>「⑥ 市は、感染症有事においても業務継続を図るため、リモートワーク等の活用により職員の出勤を削減し、感染リスクを低下させるとともに、必要な人員を確保する体制を構築する。」を加えます。</p>	有
4	<p>第6章 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組</p> <p>〔1〕 保健</p> <p>【対応期】</p> <p>3-2. 流行初期期間経過後における保健の対応</p>	P35	<p>「市は、関係機関と連携し、自宅療養の対象となった患者等への食料品・日用品の支給、要配慮者への食事の提供、当該患者等又は県から外出自粛を求められた濃厚接触者が日常生活を営むために必要な地域保健・福祉サービスなどの提供を行う」とあるが、ここは市が物品を購入して配布すると読める。物品の確保について具体策が示されていないが、新型コロナウイルスの時には一部の物品が品薄になるなど、通常時に比べ物品の確保が難しいこともあり得るので具体策を明記すべき。パンデミックが発生した後に考えるというのは不適當。また、地域保健・福祉サービスを提供する人員についての見積もりも示されていないが、担当課として示された課はこの計画のコントロールセンターの業務に忙殺されると想像されるため、可能な作業についてはその他の課に振り分けることが必要だと思われる。このため子育て保健課など以外の職員で行える作業を事前にリスト化して、同時にとどの職場からどの程度の人数を割り当てるかを計画すべき。</p>	<p>「市は、関係機関と連携し、自宅療養の対象となった患者等への食料品・日用品の支給、要配慮者への食事の提供、当該患者等又は県から外出自粛を求められた濃厚接触者が日常生活を営むために必要な地域保健・福祉サービスなどの提供を行うほか、県と連携し、要配慮者の健康観察、健康観察に使用するパルスオキシメータ等の配布を行う。」を「市は、特措法第50条の規定に基づき県等の関係機関と連携し、緊急時の民間企業からの供給確保、広域調達体制の構築を図り、自宅療養の対象となった患者等への食料品・日用品の支給、要配慮者への食事の提供、当該患者等又は県から外出自粛を求められた濃厚接触者が日常生活を営むために必要な地域保健・福祉サービスなどの提供を行うほか、県と連携し、要配慮者の健康観察、健康観察に使用するパルスオキシメータ等の配布を行う。なお、子育て保健課が関係部署との調整業務に忙殺されることを想定し、自宅療養支援業務を複数の課に振り分ける体制を構築する。」に修正します。</p>	有